

空き家活用・流通促進事業費補助金提出書類一覧【改修事業】

この補助金は、**売買契約締結後であって改修工事に着手する前に申請**する必要があります。
また、補助金の交付決定までは、改修工事を開始することができません。余裕をもって申請いただきますようお願いいたします。

※ 通常、申請から交付決定まで1週間から2週間程度かかります。

1 必須書類

- ☐ **申請書（第1号様式）** 申請者は、不動産売買契約を締結した人に限られます。
- ☐ **不動産売買契約書の写し**
- ☐ **改修工事に係る見積書の写し** 見積書の宛名は、申請者になっていること。
 - ★ 補助対象経費と補助対象外経費を確認します。
補助対象外経費の例
 - ・ カーポートなどの外構工事に要する費用
 - ・ 家電品の設置に要する費用
 - ・ 消耗品の交換に要する費用
- ☐ **改修工事箇所の写真**
写真の添付がない箇所は補助対象外となります。

2 住民票の異動が完了していない場合（子育て世帯に限ります。）

- ☐ 子育て世帯に該当することがわかる住民票の写しや戸籍謄本



補助金の交付決定

※申請から1～2週間要します。

3 補助金の交付決定後、改修工事に着手することができます。

- ※改修工事に次のような変更が生じた場合、事前に変更承認申請をする必要があります。
- ・ 改修工事施工業者を変更する場合
 - ・ 改修工事内容を変更する場合
 - ・ 改修に要する費用に変更を生じる場合
 - ・ これらに類する重大な変更
- ☐ **変更承認申請書と、変更後の改修工事に係る見積書の写し**を添付



改修工事の実施

3 実績報告書

改修工事とその費用の支払いを令和8年3月31日までに完了し、完了後30日以内または令和8年4月10日のいずれか早い日までに次の書類を提出してください。

- ☐ **実績報告書（第7号様式）**
- ☐ **領収書の写し（代金を支払ったことがわかるもの。）**
支払額と見積額が一致しない場合、内訳がわかる書類の添付も必要となります。
- ☐ **改修工事後の写真**
外壁塗装など改修工事後の写真だけでは工事の実施の確認できない場合、工事中の写真の添付もお願いします。

※ 一覧の書類以外にも、状況等に応じて追加での書類の提出をお願いすることがあります。あらかじめ御了承ください。